

令和5年4月3日から

オレンジタウンと長尾地区にて 「さぬき市立地適正化計画」に基づく届出制度を開始しました (都市再生特別措置法に基づく制度)

さぬき市では、都市再生特別措置法に基づき、令和3年3月に「さぬき市立地適正化計画」を策定し、志度地区に居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定め、令和3年4月から届出制度を開始しました。

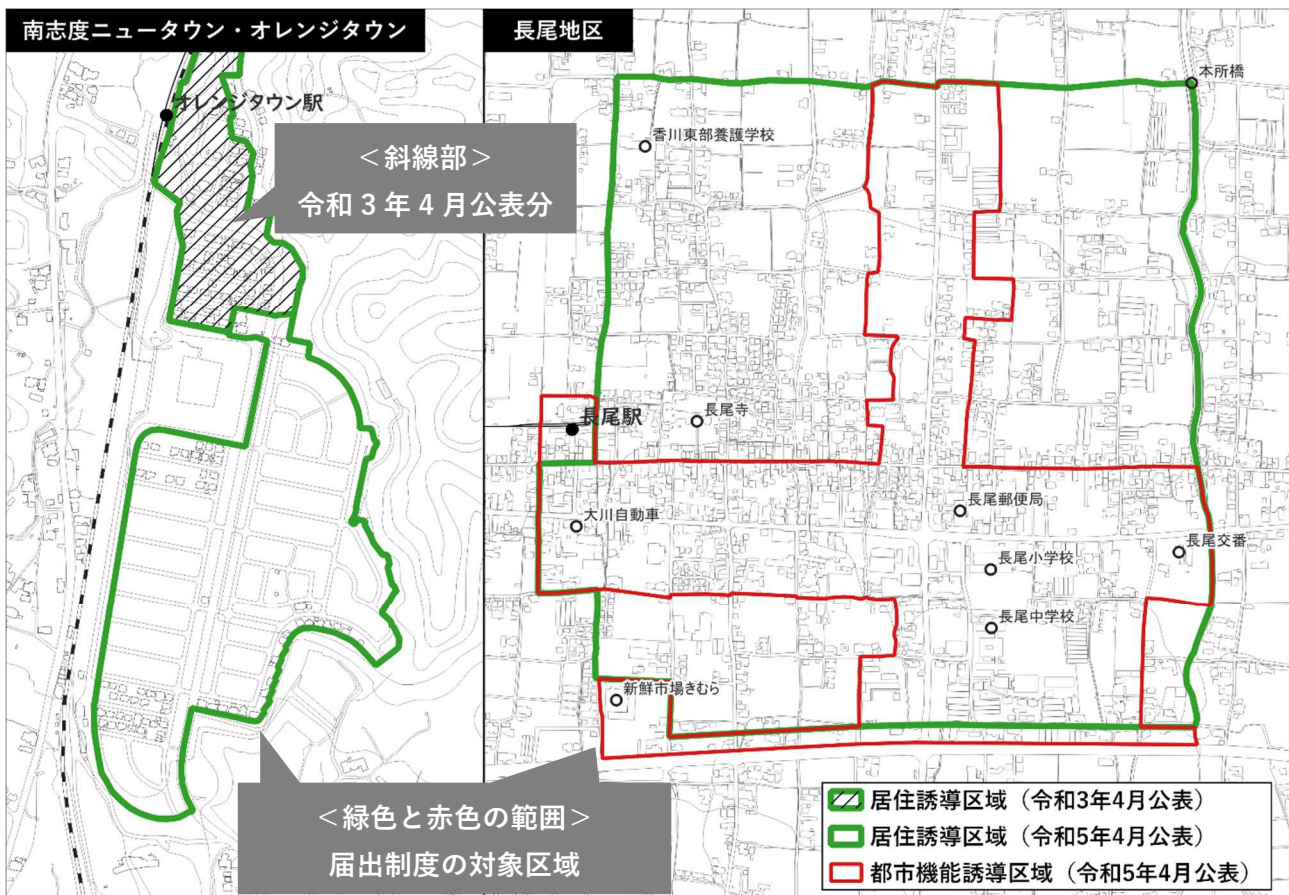
この度、本計画を改定し、オレンジタウンと長尾地区にも居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めたことから、**オレンジタウンと長尾地区が、届出制度の対象に加わりました**（該当区域は下図参照）。

そのため、**令和5年4月3日以後、志度地区と長尾地区の「居住誘導区域外で行う一定規模以上の住宅の建築等(例：3戸以上の住宅の建築目的の開発行為等)」、「都市機能誘導区域外で行う誘導施設の建築等(例：誘導施設を有する建築物の新築等)」、「都市機能誘導区域内で行う誘導施設の休止又は廃止」については、着手の30日前までに市長への届出が必要**となります。

[届出制度の目的]

この届出は、誘導区域外における一定規模以上の開発行為や建築等行為の動向を把握するとともに、届出者に対して誘導区域内における誘導施策等に関する情報提供を行うことにより、区域内への立地を検討いただくために設けられています。

[該当区域（令和3年4月公表分含む）]



※届出の対象となる行為及び誘導施設は、さぬき市ホームページでご確認ください。

※届出に必要な様式は、さぬき市ホームページからダウンロードできます。

問 さぬき市 建設経済部 都市整備課 (TEL: 087-894-1113、E-mail: toshikeikaku@city.sanuki.lg.jp)